

入院患者の面会に関する規程

第1条（目的）

本規程は、大石共立病院（以下、「病院」という）の入院中の患者に対する家族等の面会について、必要な事項を定め、患者の療養環境の維持、感染防止、医療安全及び個人情報保護を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、病院に入院する患者への面会者及び対応する職員に適用する。

第3条（基本指針）

- 1 面会は、患者の療養上支障のない範囲で認める。
- 2 病院は、感染状況、患者状態、病棟運営その他必要な事情により、面会を制限又は禁止することができる。
- 3 面会者及び職員は、本規程及び別に定める運用基準に従うものとする。
- 4 面会は、患者本人の意思及び病状に配慮して実施する。
- 5 病院は、感染症流行状況、災害、院内安全管理その他必要な場合には、面会方法の変更又は面会禁止措置を講ずることができる。

第4条（面会時間・人数等）

- 1 面会受付時間：9時～21時（土日・祝日も同様）とする。
- 2 面会時間：15分を目安とする。
- 3 面会人数：患者1名につき1回最大2名までとする。
- 4 病状の関係上、主治医から特別な面会許可が下りている場合は別途対応する。

第5条（面会者の範囲）

- 1 原則として家族またはこれに準ずる者とする。
- 2 患者の病状、家庭事情を考慮して、医師・看護師が判断する。

第6条（面会の制限）

次の各号に該当する場合は、面会を制限又は禁止することができる。

- (1) 発熱、咳、嘔吐、下痢その他感染症が疑われる症状がある場合
- (2) 感染症流行時、その他感染防止上必要な場合
- (3) 患者の診療又は療養に支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 他の患者又は職員に迷惑を及ぼすおそれがある場合
- (5) 医師又は病棟責任者が不相当と認めた場合
- (6) 酒気を帯びている場合
- (7) 病院の秩序維持又は防犯上支障があると認められる場合
- (8) その他、病院運営上必要がある場合

第7条（遵守事項）

面会者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員の指示に従うこと

- (2) 手指衛生及マスク着用等、院が指定する感染対策を実施すること
- (3) 病室内等で大声、長時間滞在、その他療養環境を損なう行為を行わないこと
- (4) 許可なく写真撮影、録音又は動画撮影を行わないこと
- (5) 病院敷地内で飲酒、喫煙その他禁止行為を行わないこと
- (6) 飲食物、生花、その他病院が制限する物品については、職員の許可なく持ち込まないこと
- (7) 高額な現金、貴重品その他病院が不適切と認める物品を持ち込まないこと
- (8) 他の患者及び職員に迷惑を及ぼす行為を行わないこと

第8条（面会の中止等）

病院は、面会者が本規程又は職員の指示に従わない場合、直ちに面会を中止し、又は禁止することができる。

第9条（特別な面会）

終末期、重篤時、病状説明時、認知症患者への対応、その他病院が必要と認める場合は、通常の面会制限によらず柔軟に対応することができる。

第10条（付き添い）

付き添いについては、医師が必要と認めた場合又は病棟責任者が許可した場合に限り認めるものとし、詳細は別に定める。

第11条（個人情報保護）

面会に際し、患者の個人情報及びプライバシー保護のため、患者本人の意思確認その他必要な配慮を行うものとする。

面会者は、患者及び他の患者の個人情報保護のため、許可なく院内の写真撮影、録画、録音又はSNS等への投稿を行ってはならない。

第12条（周知）

本規程の内容は、院内掲示、入院時説明、病院ホームページ掲載その他適切な方法により周知する。

第13条（規程の改廃）

この規程の改廃は、医療安全管理委員会において決定する。

附則

この規程は、2026年6月1日から施行する。